

令和5年度第1回

岐阜県水源地域保全審議会 議事録

1 日時 令和5年12月6日(水) 13時45分～14時30分

2 場所 岐阜県庁20階 2002会議室

3 出席者 6名 篠田成郎委員、青山節児委員、神山智美委員、
柴田陽子委員、高木隆彦委員、藤井奈々委員

4 議事

(1) 会長の選出について

(2) 水源地域の指定について (高山市5件)

5 議事の結果

(1) 会長 篠田成郎 会長代理 青山節児

(2) 水源地域の指定については、提案のとおり認める。

6 審議の経過

(事務局)

ただいまから令和5年度第1回岐阜県水源地域保全審議会を開催します。
本日の審議会の進行をさせていただきます森林保全課の柴田と申します。
よろしくお願いいたします。

開会にあたり、久松林政部長からご挨拶申し上げます。

(林政部長)

<あいさつ>

(事務局)

本日の御出席者のご紹介はお手元の出席者名簿に代えさせていただきます。
次に会議の成立について報告いたします。

岐阜県水源地域保全条例施行規則第12条第2項の規定により、本審議会は委員の過半数の出席を必要としますが、本日は委員7名のうち6名のご出席がございますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

審議会の議事録は県のホームページで公表し、また、会議の様子を写真撮影し、公表または報道をさせていただく場合がございますので、あらかじめご理解、ご了承をお願いいたします。

それではこの後、議事に入らせていただきますが、会長が選出されるまでの間は便宜上、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

事務局の森林保全課の垂見でございます。

では、会長選出に入らせていただきます。岐阜県水源地域保全条例施行規則第11条第1項により、会長は委員のうちから互選することとされております。事前に書面にて、委員の皆様のご意向を確認させていただきましたところ、篠田成郎委員の推薦1名、事務局一任6名という結果でありましたので、会長は事務局から提案させていただきたいと存じます。

事務局案といたしまして、会長に篠田成郎委員を推薦させていただきたいと存じますが、事務局の提案に対してご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

異義ございません。

(事務局)

ありがとうございます。

ご意見等がないようですので、会長を篠田委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

ここから審議会の篠田会長に進行をお願いいたします。

それでは篠田会長、よろしくお願ひいたします。

(篠田会長)

ご指名により、会長を務めさせていただきます岐阜大学の篠田と申します。

この水源地域保全審議会の冒頭、部長さんからもお話がございましたが、よくわからない土地の不審な購入だとか、或いは開発行為というものに対して、ある程度網をかけて、事前届出を出していただくことにより、それで抑止を図るということが目的と承知しています。これに関しては様々な問題がございますし、こうしたいろんな専門家の皆さんにご意見を伺いながら、審議を進めるということがとても大事だと思います。

本日の議事も水源地域で指定される場所を具体的に提案させていただきます。それに対して公平かつ大局的にご検討いただきたいと思いますと思っております。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは審議に入らせていただきます。

まず、審議会の進行に先立ちまして、岐阜県水源地域保全条例施行規則第11条第3項にございます会長代理の指名をさせていただきます。

会長代理には、青山委員にお願いしたいと思います。

また、本日の議事録署名者を指名させていただきますがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

本日の議事録署名者に、神山委員、高木委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

承知いたしました。

(篠田会長)

ありがとうございます。

それでは各委員の皆様、よろしくお願ひします。

議事の2に入る前に、岐阜県から当審議会への諮問文の配布をお願いします。

(事務局)

<諮問文配布>

(篠田会長)

それでは事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(事務局)

<諮問文朗読>

森保第519号
令和5年12月6日

岐阜県水源地域保全審議会会長 様

岐阜県知事 古田 肇

令和5年度第1回岐阜県水源地域保全審議会にかかる諮問について

下記事項について、岐阜県水源地域保全条例の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

水源地域の指定について

(篠田会長)

ただ今の諮問に関する審議については議事『水源地域の指定について』を審議した後に答申するという事にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(篠田会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

最初に、議事『水源地域の指定について』事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

<『水源地域の指定について』説明>

(篠田会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。挙手をお願いします。

(青山委員)

初めてなのでちょっと教えていただきたいのですが、今の説明の中で人工林がやはり多いけど、とりわけヒノキの人工林、これら伐採期を迎えたときは、指定を受けた時に勝手に伐れるというものではなくると理解すればよろしいわけですか。

(事務局)

お答えさせていただきます。

指定を受けましても、森林施業に係る制限は、特に厳しくなるということはありません。伐採の届出であったり、保安林であれば伐採許可の手続きは同じように必要ですが、森林の管理方法としては通常の森林と同じかと思えます。地域森林計画とか、市町村森林計画に沿って、森林整備をしていただくということを推奨しておりますが、特に制限が厳しくなるということはありません。

(青山委員)

保安林の解除申請とかそうした手続きも要らないのですか。

(事務局)

水源地域保全条例としては、保安林解除申請とか、林地開発許可申請などの法令に関わらない場合に開発等の届出を出していただくことになります。

例えば林地開発許可で言えば1ヘクタールを下回るようなもの、及び太陽光発電であれば0.5ヘクタールを下回る規模の開発を行う場合に、水源地域の開発の届出を60日前に出していただくことになっております。

(青山委員)

届出があればいいということではないわけですね。審議をするということでしょうか。届出があれば、条件に収まっていればOKということですか。

(事務局)

開発の届出があった場合は、市町村の方と一緒に現地を調査し、市町村の意見を聞いて、助言をさせていただいています。

判断が難しい場合は審議会の意見を聞いたり、また審議会では専門調査員が置けることになっていますので、その方をお願いすることがあるかも知れません。

(青山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(篠田会長)

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

(神山委員)

事務局案に異存ございません。そして、先ほどございました水源地域の指定の重複の案件ですけれど、そのような事務局の解釈に私も賛同いたします。

条例、また、施行規則も拝読いたしましても重複の部分は記載されていません。例えば希少種の保全で希少種を指定するときに、生息地によるのですが、Aという希少種を保全指定しておく、Bという希少種と同じ生息区域なので、わざわざBまで指定しなくてもいいみたいな発想される研究者の方もいます。

要するに「同じところに棲んでるのだから生息地は守られるから一緒のことですよ」とおっしゃる方がいます。これをしますとAを外したときにBの生息地まで外れてしまうことになります。だから、水源ごとで水源地域を重複しても指定しないと、解除の時に外れちゃうことになると思いますので、こういう解釈で正しいと思っております。

(篠田会長)

ありがとうございます。

何か事務局の方からお答えあればお願いします。

よろしいですか。

では、私の方から少し、神山先生のお話についてのコメントになるのかもしれませんが、重複に関しては、これまでたくさん扱ってきたと思います。神山先生もおっしゃられるように、水源の取水点が基本単位になりますから、その取水点に対してその集水域を決めたということ、それがたとえ重複してようが構わない。

先生がおっしゃられたように、その取水点が廃止された場合、一気に全部なくなってしまうのはおかしい。その取水点が廃止されても他の取水点が残っているわけですから。他の取水点で網をかけてあるところはそのまま残すという発想でこれまでもやってきましたよね。

(事務局)

そうです。

(篠田会長)

その外よろしいでしょうか。

細かい点で申し訳ございませんが私の方からの一つお願いがあります。

1枚もので、『参考 水源地域の指定について』という説明資料をご用意いただいておりますが、その中に「水源を起点にして」と書かれてますけど、起点というのは始まりの点ですので、逆です。水源は水が集まってくる場所なので、最終的に到達する場所ですから起点じゃないんですね。書くとしたら、「水源を集水点にして」というように、この文言をご周知いただくようお願いいたします。

その外いかがでしょうか。

よろしいですね。

それでは、お諮りしたいと思います。

ただいまご説明いただきました高山市からの提案の5件について、それぞれの地域指定についてご異論、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

ありません。

(篠田会長)

ありがとうございます。

それでは議事 水源地域の指定については原案のとおり決議させていただきます。

以上が岐阜県知事から諮問のありました議題になりますが、答申文を取りまとめますのでしばらくお待ちください。

(事務局)

<答申文とりまとめ配布>

(篠田会長)

それでは事務局から答申文案の朗読をお願いします。

(事務局)

<答申文案朗読>

岐水審第2号
令和5年12月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県水源地域保全審議会
会長

令和5年度第1回岐阜県水源地域保全審議会に係る諮問について（答申）

令和5年12月6日付け森保第519号をもって諮問のありました件について、下記のとおり答申します。

記

水源地域の指定については、提案のとおり認める。

(篠田会長)

ありがとうございました。

それでは、この内容で答申することにいたします。

続きまして、その他水源地域保全条例にかかる取り組みについての説明を、事務局からお願いします。

(事務局)

<その他水源地域保全条例にかかる取り組みについて説明>

(篠田会長)

ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

(青山委員)

今説明のあった中津川市での鉄塔建設でございますけど、ご存知のようにリニア新幹線の工事がされています。したがって送電線の建設も今同時に進んでおります。まだまだ途中でございますので、こうした案件が引き続き提出される可能性も多いと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

(篠田会長)

ありがとうございます。

鉄塔というのはリニアの送電線ということですね。

その外ございますでしょうか。

私の方から 2 ページのところの一番下のところに「外国資本による森林の取得はありません」とのことですが、外国資本と表立ってなくても、裏に外国資本がある場合とかの感触はどうでしょうか。

(事務局)

届出は相手の会社の名前だけで、法人登記簿謄本の添付もないので、わからないという状況です。それで、遠くの会社の場合には調べてみますけど、ネット上ではそこまで記載してあることはないので、わからない状況です。

(篠田会長)

ということは、この令和 5 年度の 18 件、或いは令和 4 年の 28 件という数字の中には、地元業者さんとか、よくわかっているところ以外が含まれているという理解でよろしいですか。

(事務局)

令和4年度は含んでいません。

令和5年度につきましては、1件ありますが、ネット上ではわからない状況でした。

(篠田会長)

わかりました。

あやしいと思われるものについてそれ以上調べてくださいとは、この審議会では申し上げられないと思います。

ただ、今後の開発の届出が出てくるときに、注意をしていただくことは可能だと思うので、こうした条例のバックグラウンドとして、事務局の方に注意をしていただければとお願いいたします。

外、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは本日用意させていただいた議事はすべて終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

篠田会長進行ありがとうございました。また委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

本日答申いただきました水源地域の指定につきましては、公告縦覧の手続きを経て、県公報にて告示され、水源地域の指定が確定となります。確定まで2ヶ月程度かかりますが、確定した後は、県のホームページに内容を掲載させていただきますのでよろしくお願いたします。

最後に、林政部長からお礼の言葉を述べさせていただきます。

(林政部長)

<お礼のことば>

(事務局)

これをもちまして審議会を終了いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。